

2021年4月23日

教員各位

理事・副学長（教育・国際担当）
舞田正志

緊急事態宣言発令（2021年4月23日）等に伴う授業の実施について

今年度の授業については、感染症対策を講じながら対面授業で実施することを原則とし、その上で、感染症拡大防止の観点から、遠隔授業での対応が可能なものや、むしろ遠隔授業で高い教育効果を見込めるものは、遠隔授業での実施を推奨しております。

しかしながら、ご承知のとおり、本日4月23日に東京都に政府から緊急事態宣言が発令されたことを受けまして、本学としては、学生や教職員の安全確保のためにも、この期間の授業につきましては、原則遠隔授業で実施することとします。

ただし、添付資料「対面授業実施許可基準」のとおり、「前提となる要件」を満たし対面授業を実施することが真にやむを得ないと考えられる授業であり、かつ「順守すべき要件」を順守する場合は、部局長等の許可を得た上で、対面授業を実施することができるものとします。詳細については、添付資料をご確認ください。

また、緊急事態宣言は4月25日（日）から適用されますので、シラバスに記載している授業形態などの授業の実施方法を変更する場合には、学務システム（LiveCampus）等で学生にその旨を周知した後、速やかに実施していただきますようお願いいたします。学生や教職員の安全確保のためにも、できれば4月28日（水）には完全に遠隔授業に切り替えられればと考えています。（※現時点では、その実施方法等を教務課や越中島事務室に連絡する必要はありませんが、大学として把握しておくこととなっていますので、後ほど確認いたします。）

なお、4月26日（月）や27日（火）などの授業に関し、遠隔授業の準備が間に合わないような場合には、例えば、オンデマンド授業であれば、日程を遅らせて実施することも可能ですし、休講にして補講日に実施することも可能です。柔軟な対応をお願いします。

さらに、大学構内への入構制限に関しまして、9月修了予定の大学院生等や生物の飼育などのために真にやむを得ない理由で入構する者は除外することで実施する予定ですが、詳細は別途連絡いたします。

なお、今後の新型コロナウィルス感染症の拡大の状況等によっては、更なる措置を講じる可能性があることを申し添えます。

緊急事態宣言等発令期間中における対面授業の実施基準について

1 基本的な考え方について

本学では、緊急事態宣言等発令期間中においては、授業は原則遠隔授業で実施することとします。

ただし、次の(1)「前提となる要件」を満たし対面授業を実施することが真にやむを得ないと考えられる授業であり、かつ(2)「順守すべき要件」を順守する場合（該当しない要件は除く。）は、部局長等（学科主任・学部長、専攻主任・研究科長又は専攻科長^{*1}）の許可を得た上で、対面授業を実施することができるものとします。

（*1 専攻科長が実施することができると判断する授業は、理事（教育・国際）に判断を仰ぐものとする。）

(1) 前提となる要件（1）及び（2）の両方を満たすこと

- 1) 遠隔授業で実施することができない授業又は遠隔授業では教育効果が極端に低い授業若しくは資格等の取得に必要な授業
- 2) 今回の緊急事態宣言等発令期間中に実施しなければならない授業若しくは改めて日程調整することができない又は非常に困難な授業

〔具体的な事項〕

- ① 資格等の取得に必須であり、前学期中に履修しなければ、必然的に資格の取得が困難になる科目である。
- ② 進級要件に必須であり、前学期中に履修しなければ、必然的に進級が困難になる科目である。
- ③ 野生の生物等を使用して行う必要があり、当該生物が前学期の開講時期を除いて採集困難な科目である。（これに該当する科目では、他の生物を用いて行うことが不可能な理由を記載すること）
- ④ 自然環境下で実施する必要があり、当該自然環境が前学期の開講時期を除いて再現困難な科目である。（これに該当する科目では、他の条件を用いて実施する事が不可能な理由を記載すること）
- ⑤ 前学期で対面による開講をしなかった場合、カリキュラム上、学生の後学期の履修に重大な影響を及ぼす科目である。（これに該当する科目では、カリキュラムの構成を踏まえ、後学期の履修にどのような影響を及ぼすかについて記載すること）

(2) 順守すべき要件

対面による実験、実習、演習等の授業を行う場合は、次に示す通知等を確認した上で、以下の「基本的な事項〔一般的な感染予防策（接触・飛沫感染防止策）の徹底〕」を必ず順守することとします。

- 令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）（令和3年3月4日）
https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_kouhou01-000004520-02.pdf
- 大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（周知）（令和2年9月15日）
https://www.mext.go.jp/content/20200916-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- 大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について（周知）（令和2年4月17日）

https://www.mext.go.jp/content/20200420-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について（周知）（令和2年5月15日）

https://www.mext.go.jp/content/20200518-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）（令和2年6月5日）

https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf
- 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（2020年5月29日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000635389.pdf>
 - ・ 「新しい生活様式」の実践例

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

【**基本的な事項〔一般的な感染予防策（接触・飛沫感染防止策）の徹底〕**】

〔教員が対応する事項〕

- ① 毎日検温を行うとともに、各自の体調を「健康管理表」に記入し、発熱（目安として37.5度以上）、咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚異常などの症状が一つでもある場合は、大学に出勤せず自宅療養とし、できるだけ速やかに休講することを「学務システム（LiveCampus）」等により履修学生に伝えるとともに、担当係（品川キャンパス：教務課教務係又は大学院係、越中島キャンパス：教育支援係）に連絡する。（休講の連絡以外の対応については、令和3年4月7日付け「健康観察及び検温等の実施について」を参照）
- ② 授業当日の体調不良や実家等の遠方に滞在していてやむを得ず受講できなかった学生に対しては、別の対面授業の機会を設けたり、遠隔授業（実験の動画を用いたり課題の提出を求めたりする。）等を行ったりする代替措置を講じる。
また、本人や同居する親族等に基礎疾患等があるなど、やむを得ない理由により対面授業に出席できないことが本学に認められた学生についても、代替措置を講じる。
- ③ 大学構内だけでなく、通勤時（特に公共交通機関利用時）もやむを得ない理由がない限り原則としてマスクを着用する。そこで、授業中にマスクを外して行う実験や対話形式での授業は実施しない。（語学の授業等で一時的にフェイスシールドを使用する場合は、極力短時間とし学生との距離も十分保つこと。）
- ④ 安全面は十分考慮した上で、事前に説明可能な実験の概要説明などは遠隔授業で行うなど、実験室等での対面授業の時間を極力短くする。
- ⑤ 学生が通学を介した感染の拡大防止を図るため、通勤時間帯を避けられるよう、授業の開始時間を変更することなどに配慮する。
- ⑥ 実験室等の施設の換気を徹底する。具体的には、当該授業の内容や当該実験の性質や実験室等の形状等を考慮し、換気設備を適切に運転したり、2つの窓を同時に開けたりする等の措置を適切に指示する。
- ⑦ 机や椅子の配置を工夫して、学生同士の間隔はできるだけ2m（最低1m）空けるようにするとともに、学生同士が向かい合わないようにする。
- ⑧ 危険回避などのやむを得ない場合を除き、近距離での会話や発話、また大声を出すことは極力避ける。

- ⑨ 実験室だけでなく、場合によっては控室や別室を準備しておき、例えば、学生が順次入れ替わって実験を行ったり、実験前の注意や実験後のデータ解析は、学生が十分な間隔を保てるような講義室で行ったりするなどの工夫をする。
- ⑩ 授業ごとに実験設備（実験台や水道設備等）や実験器具・機器等を消毒する。
- ⑪ 授業開始時に、学生の健康状態を確認する。また、感染者が発生した場合に備えて、出席者を必ず把握する。なお、個人情報の取扱いには十分注意しながら適正に管理する。
- ⑫ その他、当該授業の内容や実験室等の形状等を考慮した3密を避ける適切な方策を講じる。

2 対面授業実施に係る申請手順等

上記1(1)及び(2)を満たし対面授業を実施することが真にやむを得ないと考えられる授業を担当する教員は、次の申請手順により許可を得るものとする。

(1) 部局長等（学科主任・学部長、専攻主任・研究科長又は専攻科長^{*1}）への申請

(*1 専攻科長が実施することができると判断する授業は、理事（教育・国際）に判断を仰ぐものとする。)

授業担当教員は、別紙「対面授業等申請書」に必要事項を記入し、学部授業については学科主任・学部長、大学院授業については専攻主任・研究科長、海洋科学専攻科授業については専攻科長に申請する。

(2) 部局長等の許可・不許可の判断及び結果の連絡等

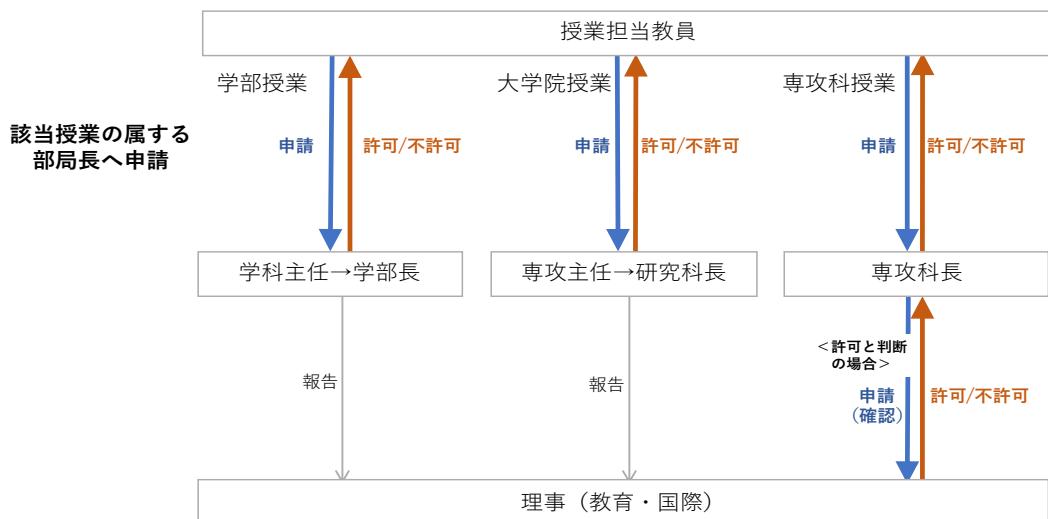
① 学部・大学院

学科主任・学部長及び専攻主任・研究科長は、提出された「対面授業等申請書」に基づき対面授業実施について許可・不許可を判断し、当該教員に連絡するとともに、理事（教育・国際）に報告する。

② 海洋科学専攻科

専攻科長は、提出された「対面授業等申請書」に基づき対面授業実施について許可・不許可を判断し、許可と判断する場合は、理事（教育・国際）に申請し判断を仰ぎ、不許可と判断する場合は、当該教員に報告する。

なお、改めての判断を求められた理事（教育・国際）は、許可・不許可を判断し、専攻科長を通じて当該教員に連絡する。



対面授業等申請書

キャンパス : 品川・越中島キャンパス

教員名 :

授業科目名 :

次の「1 前提となる要件」及び「2 基本的な事項」の要件について、該当する事項にチェックしてください。

1 前提となる要件

前提となる要件（「1」及び「2」の両方を満たすこと）

- 1) 遠隔授業で実施することができない授業又は遠隔授業では教育効果が極端に低い授業若しくは資格等の取得に必要な授業
- 2) 今回の緊急事態宣言等発令期間中に実施しなければならない授業若しくは改めて日程調整することができない又は非常に困難な授業

〔具体的な事項：次のいずれかに該当又はほぼ該当していること〕

- ① 免許等の取得に必須であり、前学期中に履修しなければ、必然的に免許の取得が困難になる科目である。
- ② 進級要件に必須であり、前学期中に履修しなければ、必然的に進級が困難になる科目である。
- ③ 野生の生物等を使用して行う必要があり、当該生物が前学期の開講時期を除いて採集困難な科目である。（これに該当する科目では、他の生物を用いて行うことが不可能な理由を記載すること）
- ④ 自然環境下で実施する必要があり、当該自然環境が前学期の開講時期を除いて再現困難な科目である。（これに該当する科目では、他の条件を用いて実施することが不可能な理由を記載すること）
- ⑤ 前学期で対面による開講をしなかった場合、カリキュラム上、学生の後学期の履修に重大な影響を及ぼす科目である。（これに該当する科目では、カリキュラムの構成を踏まえ、後学期の履修にどのような影響を及ぼすかについて記載すること）

※裏面「2 基本的な事項」に続く。

2 基本的な事項（該当しない要件は除く。）

【基本的な事項【一般的な感染予防策（接触・飛沫感染防止策）の徹底】】

- ① 毎日検温を行うとともに、各自の体調を「健康管理表」に記入し、発熱（目安として37.5度以上）、咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚異常などの症状が一つでもある場合は、大学に出勤せず自宅療養とし、できるだけ速やかに休講することを「学務システム（LiveCampus）」等により履修学生に伝えるとともに、担当係（品川キャンパス：教務課教務係又は大学院係、越中島キャンパス：教育支援係）に連絡する。（休講の連絡以外の対応については、令和3年4月7日付け「健康観察及び検温等の実施について」を参照）
- ② 授業当日の体調不良や実家等の遠方に滞在していてやむを得ず受講できなかった学生に対しては、別の対面授業の機会を設けたり、遠隔授業（実験の動画を用いたり課題の提出を求めたりする。）等を行ったりする代替措置を講じる。
また、本人や同居する親族等に基礎疾患等があるなど、やむを得ない理由により対面授業に出席できないことが本学に認められた学生についても、代替措置を講じる。
- ③ 大学構内だけでなく、通勤時（特に公共交通機関利用時）もやむを得ない理由がない限り原則としてマスクを着用する。そこで、授業中にマスクを外して行う実験や対話形式での授業は実施しない。（語学の授業等で一時的にフェイスシールドを使用する場合は、極力短時間とし学生との距離も十分保つこと。）
- ④ 安全面は十分考慮した上で、事前に説明可能な実験の概要説明などは遠隔授業で行うなど、実験室等での対面授業の時間を極力短くする。
- ⑤ 学生が通学を介した感染の拡大防止を図るため、通勤時間帯を避けられるよう、授業の開始時間を変更することなどに配慮する。
- ⑥ 実験室等の施設の換気を徹底する。具体的には、当該授業の内容や当該実験の性質や実験室等の形状等を考慮し、換気設備を適切に運転したり、2つの窓を同時に開けたりする等の措置を適切に指示する。
- ⑦ 机や椅子の配置を工夫して、学生同士の間隔はできるだけ2m（最低1m）空けるようにするとともに、学生同士が向かい合わないようにする。
- ⑧ 危険回避などのやむを得ない場合を除き、近距離での会話や発話、また大声を出すことは極力避ける。
- ⑨ 実験室だけでなく、場合によっては控室や別室を準備しておき、例えば、学生が順次入れ替わって実験を行ったり、実験前の注意や実験後のデータ解析は、学生が十分な間隔を保てるような講義室で行ったりするなどの工夫をする。
- ⑩ 授業ごとに実験設備（実験台や水道設備等）や実験器具・機器等を消毒する。
- ⑪ 授業開始時に、学生の健康状態を確認する。また、感染者が発生した場合に備えて、出席者を必ず把握する。なお、個人情報の取扱いには十分注意しながら適正に管理する。
- ⑫ その他、当該授業の内容や実験室等の形状等を考慮した3密を避ける適切な方策を講じる。